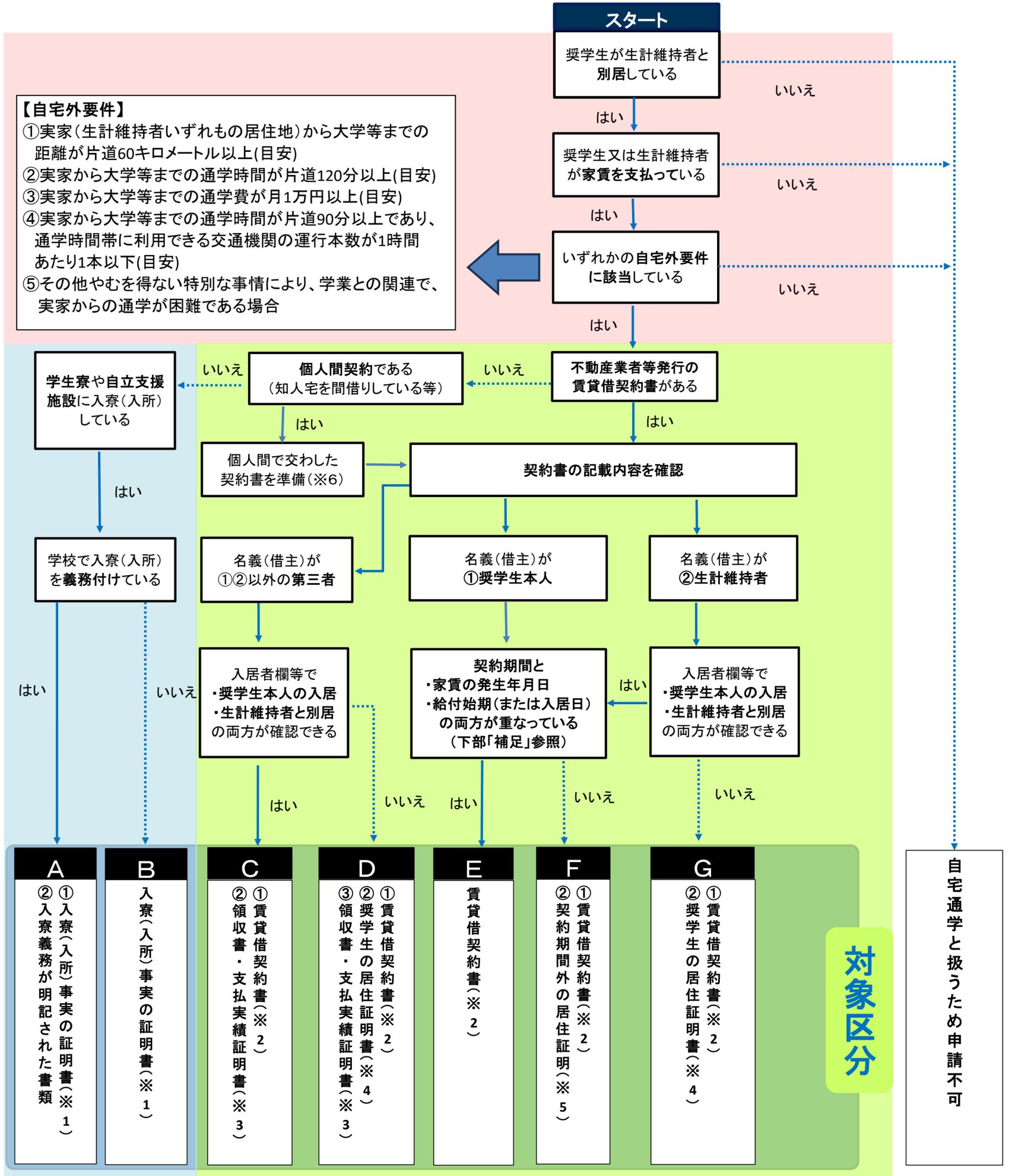


対象区分・必要証明書類確認チャート(表面)

自宅外通学申請届
(通学形態変更届)

各種証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。



【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・給付始期の翌月以降(給付始期が4月であれば5月以降)から自宅外要件を満たした場合に限り、「給付始期」を「入居日」に読み替えてください。
- ・「契約期間と家賃の発生年月日・給付始期の両方が重なっている」とは、下記のような場合を指します。
(例)契約期間2024/10/1~2026/9/30の場合において、
A: 家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/4 ⇒ 両方が契約期間内のため「はい」に該当
B: 家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/10 ⇒ 給付始期が契約期間外のため「いいえ」に該当
- ・契約期限の定めのない無期限契約は「いいえ」に該当